

令和 7 年度

一般廃棄物処理実施計画

大 仙 市

令和 7 年 2 月

令和 7 年度 大仙市一般廃棄物処理実施計画

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
2	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
3	計画区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
4	処理をする廃棄物の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 2
5	一般廃棄物の発生量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
6	収集運搬方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 4
	（1）家庭系ごみ	
	（2）事業系ごみ	
	（3）し尿・浄化槽汚泥	
7	処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 5 ～ 6
8	収集・処理を行わないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 7
	（1）再資源化が義務づけられているもの	
	（2）適正処理困難物	
9	発生・排出抑制および再資源化等に関する取組み・・	p 8 ～ 9
10	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 9
	資料 1 収集運搬能力（ごみ）	
	資料 2 収集運搬能力（し尿・浄化槽汚泥）	

令和 7 年度 大仙市一般廃棄物処理実施計画

1 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、大仙市内の一般廃棄物の処理に関する単年度事業計画を、令和 7 年度大仙市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）として次のとおり定めるものである。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 計画区域

大仙市全域とする。

4 処理をする廃棄物の区分

区 分		主 な 品 目
燃やせるごみ		生ごみ、紙類（リサイクル出来ないもの）、ゴム類 皮革類、草木類、布類
燃やせないごみ		陶磁器類、ガラス類（食用・飲料用のびんを除く） 廃家電類（使用済み小型家電以外のもの） 金属類（缶類を除く）
資源ごみ	びん・缶	食用・飲料用のびん、スチール缶、アルミ缶、スプレー缶
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック資源	容器包装プラスチック、プラスチック素材 100%の製品 発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトルキャップ
	古紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック
	乾電池・蛍光灯類 （拠点回収）	乾電池、蛍光灯、ボタン電池、電球類、水銀体温計 水銀血圧計
	使用済み小型家電 （拠点回収）	携帯電話、USB メモリ、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ ケーブル、アダプター、電卓、ビデオデッキ、リモコン等
	粗大鉄類	粗大ごみの戸別収集で出された金属製品
	その他	一般廃棄物再生利用業指定施設で処理される廃棄物
粗大ごみ		指定袋に入らない大きさの家具類、寝具類、家電類等 （各リサイクル法対象品、適正処理困難物を除く）
し尿・浄化槽汚泥		便槽に溜められたし尿、合併処理浄化槽及び農業集落排水 処理施設から発生する浄化槽汚泥

※プラスチック資源の収集開始に伴い、保管場所や積替え作業のスペースの関係から古布類（資源ごみ）は収集を終了する。

※これまで拠点回収を実施していた廃プラ類（発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトルキャップ）はプラスチック資源として計画収集し、回収拠点は全て廃止する。

※春季・秋季に実施していた発泡スチロールの回収についても同じ理由から終了する。

5 一般廃棄物の発生量

(1) ごみ

(単位：t)

年 度 区 分		R 5 年度 実 績	R 6 年度 実 績 (見込み)	前 年 度 対 比	R 7 年度 発生見込み (計画値)
	燃やせるごみ	24,263	24,308	0.2%	23,505
	燃やせないごみ	1,030	887	△13.9%	824
	粗大ごみ	552	504	△8.7%	483
	ごみ排出量	25,845	25,669	△0.6%	24,812
資 源 ご み	びん・缶	757	730	△3.6%	737
	ペットボトル	188	185	△1.6%	189
	古紙	982	938	△4.5%	942
	古布類	0	0	0%	0
	廃プラ類	154	189	22.7%	264
	乾電池・蛍光灯類	19	20	5.3%	20
	使用済み小型家電	1	1	0%	1
	粗大鉄類	14	4	△71.4%	4
	その他	192	237	23.4%	239
小 計		2,307	2,304	△0.1%	2,396
ごみ総排出量		28,152	28,003	△0.5%	27,208

※令和6年度実績（見込み）は令和7年1月末の排出量を基に算出。

年 度 区 分	R 5 年度 実 績	R 6 年度 実 績 (見込み)	前 年 度 対 比	R 7 年度 計画値
1人1日あたりごみ量（g）	1,033	1,049	1.54%	1,038
資源回収比率	8.20%	8.23%	0.3%	8.81%

※1人あたりごみ量は年度末人口で算出（R5年度 74,630人）（R6年度 73,162人）（R7年度 71,783人）

R6、R7については推計人口

(2) し尿・浄化槽汚泥

(単位：kℓ)

年 度 区 分	R 5 年度 実 績	R 6 年度 実 績 (見込み)	前 年 度 対 比	R 7 年度 発生見込み (計画値)
し 尿	10,258	10,666	3.98%	10,559
浄化槽汚泥	28,638	25,400	△11.30%	25,653
総 量	38,896	36,066	△7.27%	36,212

6 収集運搬方法

(1) 家庭系ごみ

ア 計画収集

家庭系一般廃棄物の収集運搬は、各地域指定の収集日に、集積所を拠点として市の委託業者が行う。収集開始時刻は午前8時とし、排出には市の指定ごみ袋等を使用する。地域の収集日は「ごみカレンダー」を配布及び市HPに掲載して周知する。

粗大ごみについては、事前申し込みによる有料戸別収集を実施する。手数料の徴収は、シール型の証紙によることとし、排出時に粗大ごみに証紙を貼りつける。

区 分		収集回数	収集方式	排出方法	実施主体
燃やせるごみ		週2回	集積所	指定袋証紙	市（委託業者）
燃やせないごみ		月1回	集積所	指定袋証紙	市（委託業者）
資源 ご み	びん・缶	月2回	集積所	指定袋	市（委託業者）
	ペットボトル	月1回	集積所	指定袋	市（委託業者）
	プラスチック	月1回	集積所	指定袋	市（委託業者）
	古紙	月1回	集積所	ひもで縛る、紙袋 雑紙リサイクル袋	市（委託業者）
粗大ごみ		年2回～ 年9回	戸別収集	証紙貼付	市（委託業者）

イ 直接搬入

引っ越し時など一時的に多量に排出する場合は、自ら運搬するか、市の許可業者へ収集運搬を委託し、大曲仙北広域中央ごみ処理センターに搬入する。

ウ 拠点回収

これまで拠点での回収を行っていた食品トレイ及びペットボトルキャップ、発泡スチロールについては、プラスチック資源の一括回収の開始に伴い拠点を廃止する。

拠点回収していた3品目は全てプラスチック資源の対象物であることから、指定袋で集積所への排出とし、大きさや汚れにより該当しないものは燃やせるごみとして排出する。

水銀使用廃製品（電池類・蛍光灯類・水銀血圧計等）は、「水銀に関する水俣条約」の採択を踏まえ公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、市庁舎等16箇所に回収ボックスを設置し、拠点回収を行う。回収した水銀使用廃製品については、公益社団法人全国都市清掃会議の使用済み乾電池等の広域回収・処理事業による共同処理などによりリサイクル及び適正処理を行う。

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物は、自ら運搬するか、市の許可業者へ収集運搬を委託し、大曲仙北広域中央ごみ処理センターに搬入することとする。排出時には透明もしくは半透明の袋を使用し、中を確認できるようにしたうえで搬入するものとする。

(3) し尿・浄化槽汚泥

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業の許可を受けた業者が、随時、依頼に基づき戸別収集を行い、大曲仙北広域中央し尿処理センターへ搬入する。

7 处理方法

区 分		搬入先	中間処理	最終処分
燃やせるごみ		大曲仙北広域中央ごみ処理センター	焼却	埋立* ¹
燃やせないごみ		大曲仙北広域中央ごみ処理センター	破碎→選別→ (金属) 圧縮→民間業者へ 引き渡し (可燃物) 焼却 (不燃残渣) 埋立処分	埋立
資源 ご み	びん・缶	大曲仙北広域中央ごみ処理センター	選別→ (缶) 圧縮→ (びん) → $\left\{ \begin{array}{l} \text{民間業者へ} \\ \text{引き渡し*}^2 \end{array} \right.$	—
	ペットボトル	大曲仙北広域中央ごみ処理センター	圧縮（ベール化）→民間業者へ引き渡し	
	古紙	大曲仙北広域中央ごみ処理センター (直接搬入・許可業者)	民間業者へ引き渡し	
		民間業者（計画収集）	再資源化	
	プラスチック資源	民間業者	プラスチック資源循環法に基づく認定計画により、民間業者に再商品化を委託	
	乾電池・ 蛍光灯類* ³	(公社) 全国都市清掃会議 広域回収・処理センター	選別→焙焼→ (水銀) 試薬等として販売 (金属) 民間業者へ引き渡し	
	使用済み 小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者	選別→破碎 $\left\{ \begin{array}{l} \text{金属} \rightarrow \\ \text{非金属} \rightarrow \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} \text{民間業者へ} \\ \text{引き渡し} \end{array} \right.$	
	粗大鉄類	民間業者	民間業者へ引き渡し	
	その他	一般廃棄物再生利用業指定施設* ⁴	民間業者へ引き渡し	
粗大ごみ		大曲仙北広域中央ごみ処理センター	【可燃】 剪断→焼却 【不燃】 破碎→選別→ (金属) 圧縮→民間業者へ 引き渡し (可燃物) 焼却 (不燃残渣) 埋立処分	埋立

区 分	搬入先	中間処理	最終処分
し尿・浄化槽汚泥	(新) 大曲仙北広域中央し尿処理 センター	「水処理」前脱水＋希釈＋ 下水道放流* ⁵ 「資源化」助燃材方式 → 焼却* ⁶	埋立

*¹ 大曲仙北広域南外一般廃棄物最終処分場及び小坂町・大曲仙北広域市町村圏組合間の事前協議に基づき、グリーンフィル小坂（株）へ搬入し、最終処分を行う。

*² 選別後のびんは、再資源化率を高めることを目的に、湯沢市・大曲仙北広域市町村圏組合間の事前協議に基づきマテリアルリソーシング東北（株）へ搬入し、処理を行う。

*³ 拠点回収した乾電池・蛍光灯類について、公益社団法人全国都市清掃会議の使用済み乾電池等広域回収処理事業による処理ルートで再資源化を行う。

*⁴ 一般廃棄物再生利用業指定施設で再生利用を行う品目は、紙くず、木くず、コンクリートくず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずとする。（繊維くずについては、新規に指定施設が増えた場合に追加する）。

*⁵ 脱水分離液は下水道投入設備で希釈後、下水道に放流する。

*⁶ 処理設備で脱水・助燃材化したものは、大曲仙北広域中央ごみ処理センターにおいて焼却処理する。

8 収集・処理を行わないもの

(1) 再資源化が義務づけられているもの

ア 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器
洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫が対象となる。

・小売店での引き取り

購入した小売店に引き取ってもらうか、買い替えの際に、新しい製品を購入する小売店に引き取ってもらう。

・一般廃棄物収集運搬許可業者への収集運搬依頼

一般廃棄物収集運搬許可業者へ指定引き取り場所への収集運搬を依頼する。

・指定引き取り場所への搬入

郵便局で家電リサイクル券を購入し、自ら指定引き取り場所へ搬入する。

イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）
対象機器

廃パーソナルコンピュータが対象となる。

メーカーの引き取り窓口に連絡し、引き取りを依頼する。

ウ 使用済自動車再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
対象機器

自動車、自動二輪車が対象。

取り扱い業者へ引き取ってもらい、再資源化する。

(2) 適正処理困難物

条例第20条第1項に基づき指定する適正処理困難物は次のとおりとする。

ア 有害ごみ

水銀（ただし、市が拠点回収を行う水銀使用廃製品を除く）、カドミウム、PCBなどの有害物質を有するもの。

農薬、化学薬品、バッテリー、塗料等が対象になる。

イ 処理困難ごみ

廃ゴムタイヤ、スプリングの混入したマットレス・椅子、もみ殻等。

ただし、スプリングが混入したマットレスは、市の有料戸別収集を通じて排出する場合や、自ら前処理を行い、処理できる状態にした場合は処理を行う。

ウ 医療廃棄物（特別管理一般廃棄物）

家庭から出る注射針や、感染するおそれがある体液等が付着したプラスチック類、布類、ゴム類等。

ただし、感染する恐れのない廃棄物については、一般廃棄物の区分に従い処理する。

エ 危険ごみ

プロパンガスボンベ、消火器、ガソリン、廃油等。

取り扱い業者へ引き取りを依頼することとする。ただし、消火器は一般社団法人日本消火器工業会の廃消火器リサイクルシステムルートにより再資源化を図ることとする。

9 発生・排出抑制および再資源化等に関する取組み

ア 家庭ごみ有料化の実施

平成20年度から、経済的動機付けを活用したごみの発生抑制、市民の意識改革、費用負担の公平化を目的とした家庭ごみ有料化制度を実施している。

この制度は、市民がごみ処理に係る経費の一部を直接負担するものであり、焼却や埋立てといった処理が行われる「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の2種類を対象としている。一方、資源ごみの収集を有料化制度の対象外とすることで、資源ごみ回収量の向上を図る。

費用の負担は、ごみ量に比例する単純従量制によるものとし、市民はごみ袋証紙の購入を通じて一般廃棄物処理手数料を負担する。併せて、大曲仙北広域中央ごみ処理センターに直接搬入する場合も、大曲仙北広域市町村圏組合が施設使用料として10kgあたり67円を徴収する。

区 分	規 格	手数料（1枚）
燃やせるごみ	大（45L）	40円
	中（30L）	30円
	小（20L）	20円
燃やせないごみ	大（45L）	40円
	中（30L）	30円
	小（20L）	20円

イ 広報、ホームページなどに、家庭でできるごみの排出抑制、減量、分別方法について掲載し、周知を図る。

ウ ごみ講話を開催し、市民のごみに関する意識の向上と知識の習得を図る。

エ 資源化率向上のため、排出される資源物については全量リサイクルできるよう分別、排出方法について指導する。

オ プラスチック資源の分別一括回収により、これまで拠点回収を行ってきた食品トレイ、発泡スチロール及びペットボトルキャップを含む容器包装類、それ以外の製品プラスチック類の再商品化に努める。併せて、これまでどおり市民から再生利用事業者へ直接持ち込まれる廃プラスチック類についても再生利用を継続する。

カ 廃食用油の回収を行い、工業用原料・飼料用原料として再資源化の促進を図る。

キ 循環型社会の構築に向け、市民に広く廃棄物の減量化、再資源化に関心を持ってもらうため、循環型社会形成推進キャラクターを広報、ごみカレンダー等に活用する。

ク 小学生の環境学習の一環として、環境学習を実施する。

ケ 10月を「食品ロス削減月間」とし、小売店の店頭でのチラシ配布や広報をととして食品ロス削減を呼びかけるとともに、市民団体・事業所の協力を得て「食品ロス削減推進キャンペーン」を実施する。

コ 事業系ごみの排出抑制、分別の徹底による再資源化を図るため、事業所に対する訪問指導を実施する。

サ 大仙市一般廃棄物再生利用業者指定制度を活用し、民間処理施設でのリサイクルを推進する。

- シ 散乱ごみ対策として、ボランティア清掃活動を支援する。４月の第３日曜日を全市一斉クリーンアップ日とし、一斉清掃を行う。
- ス 不法投棄対策として、不法投棄監視員による巡回のほか、監視カメラによる監視を行う。
- セ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、市庁舎８箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の再資源化を推進する。
- また、回収した小型家電については認定事業者と引き渡し契約を締結し、適正にリサイクルを行う。
- ソ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づき、市庁舎等１６箇所に回収ボックスを設置し、乾電池や蛍光灯などの水銀使用廃製品の拠点回収を行う。
- また、回収した水銀使用廃製品については公益社団法人全国都市清掃会議の使用済み乾電池等の広域回収・処理事業による共同処理などによりリサイクル及び適正処理を行う。
- タ 食品ロス削減に向けて、市民への３０１０運動の展開や食べ残し等に対する意識改革を図るとともに、ホテルまたは宴会場、飲食店などの事業所に対しても食品ロス削減の取り組みについて食べ切り協力店への登録など広く協力を要請していく。
- チ エアゾール製品及びカセットボンベなどの廃エアゾール製品等の排出について排出時に穴あけずに使い切ってから排出するよう「ごみ出しカレンダー」により周知を行う。
- ツ 使用済み乾電池の拠点回収に混入した小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル電池、リチウムイオン電池等）について、通常の乾電池処理とは別の広域認定排出者としての登録を受け、一般社団法人ＪＢＲＣにおいてリサイクル及び適正処理を行う。

１０ その他必要な事項

（１）一般廃棄物収集運搬業（ごみ）の許可方針

- ア 既存の許可業者の収集運搬能力や実績及び一般廃棄物の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されていると判断されることから、新規許可については新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として許可しない。
- イ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等に基づき、ごみの減量化や再生利用を目的とした処分業を営んでおり、当該処分業と合わせて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実である場合には、内容に応じて一般廃棄物の種類を限定して許可する。

（２）一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可方針

- ア 既存の許可業者の収集運搬能力や実績及び一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されていると判断されることから、新規許可については新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として許可しない。

(3) 一般廃棄物処分業の許可方針

ア 市の一般廃棄物処理を行う大曲仙北広域市町村圏組合の処理施設により一般廃棄物の適正な処分が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。

イ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等に基づき、ごみの減量化や再生利用を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合には、内容に応じて一般廃棄物の種類を限定して許可する。

(4) プラスチック資源の一括回収に係る方針

ア 令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により国の認定を受けた再商品化計画に基づき再商品化を行う。計画は3か年で、期間ごとに見直しと更新を行う。

イ プラスチック資源専用の袋により集積所に排出されたものを計画収集により回収する。収集したプラスチック廃棄物は大曲仙北広域中央ごみ処理センターに一次保管した後、株式会社湯沢クリーンセンターにおいてプラスチック材料等に再商品化する。

収集運搬能力(ごみ)

ごみの種類	排出区分	収集主体	収集車輛					計画値 (t)	収集区域	収集方式	処理施設
可燃ごみ	家庭系	委託	大曲	5	社	6	台	14,497	大曲地域全域	集積所	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター
			神岡	1	社	1	台		神岡地域全域		
			西仙北	1	社	2	台		西仙北地域全域		
			中仙	2	社	2	台		中仙地域全域		
			協和	1	社	2	台		協和地域全域		
			南外	1	社	1	台		南外地域全域		
			仙北	1	社	2	台		仙北地域全域		
			太田	1	社	1	台		太田地域全域		
	小計			13	社	17	台	14,497			
	事業系	許可	大曲					9,008	市内全域	戸別収集	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター
神岡											
西仙北											
小計			22	社	127	台	9,008				
計								23,505			
不燃ごみ	家庭系	委託	大曲	5	社	6	台	511	大曲地域全域	集積所	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター
			神岡	1	社	1	台		神岡地域全域		
			西仙北	1	社	2	台		西仙北地域全域		
			中仙	2	社	2	台		中仙地域全域		
			協和	1	社	1	台		協和地域全域		
			南外	1	社	1	台		南外地域全域		
			仙北	1	社	2	台		仙北地域全域		
			太田	1	社	1	台		太田地域全域		
	小計			13	社	16	台	511			
	事業系	許可	大曲					313	市内全域	戸別収集	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター
神岡											
西仙北											
小計			22	社	127	台	313				
計								824			
資源ごみ	家庭系	委託	大曲	3	社	8	台	2,345	大曲地域全域	集積所	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター*6 一般廃棄物再生利用業 処理施設 再商品化計画認定事業 者
			神岡	1	社	2	台		神岡地域全域		
			西仙北	1	社	2	台		西仙北地域全域		
			中仙	3	社	5	台		中仙地域全域		
			協和	1	社	2	台		協和地域全域		
			南外	2	社	3	台		南外地域全域		
			仙北	1	社	2	台		仙北地域全域		
			太田	1	社	1	台		太田地域全域		
	小計			13	社	25	台	2,345			

ごみの種類	排出区分	収集主体	収集車輛					計画値(t)	収集区域	収集方式	処理施設
資源ごみ	事業系	許可	大曲 神岡 西仙北 中仙 協和 南外 仙北 太田	22	社	127	台	51	市内全域	戸別収集	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター*6 一般廃棄物再生利用業 処理施設
	計							2,396			
粗大ごみ	家庭系	委託	市全域					423	市全域	戸別収集 (申込制)	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター 民間施設
	事業系	許可	大曲 神岡 西仙北 中仙 協和 南外 仙北 太田	22	社	127	台	60	市内全域	戸別収集	大曲仙北広域中央ごみ 処理センター 一般廃棄物再生利用業 処理施設
計							483				
総 量	家庭系	委託	市全域					17,776			
	事業系	許可	市全域					9,432			
	計							27,208			

*6 平成22年度より、分別基準適合物(ガラスびん)の再商品化については、湯沢市にあるマテリアル
リソーシング東北(株)に処理を委託している。

【資料 2】

収集運搬能力（し尿・浄化槽汚泥）

地域	収集主体	業者数		収集品目	収集方式	処理施設
大曲	許可業者	4	社	区域表により	戸別収集	大曲仙北広域中央し尿 処理センター (焼却) 大曲仙北広域中央ごみ 処理センター*7
神岡		3	社	し尿・浄化槽汚泥		
		3	社	浄化槽汚泥のみ		
西仙北		1	社	し尿・浄化槽汚泥		
		3	社	浄化槽汚泥のみ		
中仙		3	社	し尿・浄化槽汚泥		
協和		1	社	し尿・浄化槽汚泥		
		2	社	浄化槽汚泥のみ		
南外		1	社	し尿・浄化槽汚泥		
		4	社	浄化槽汚泥のみ		
仙北		3	社	し尿・浄化槽汚泥		
		1	社	浄化槽汚泥のみ		
太田		1	社	し尿・浄化槽汚泥		
		1	社	浄化槽汚泥のみ		

*7 し尿・浄化槽汚泥の焼却処理については、大曲仙北広域中央ごみ処理センターで行う。

浄化槽清掃業者

地域	実施主体	業者数		区域
大曲	許可業者	4	社	大曲地域全域
神岡		6	社	神岡地域全域
西仙北		4	社	西仙北地域全域
中仙		3	社	中仙地域全域
協和		3	社	協和地域全域
南外		5	社	南外地域全域
仙北		4	社	仙北地域全域
太田		2	社	太田地域全域